

長期優良住宅建築等計画認定申請審査手数料一覧表（R3.4.1改定）

詳しい計算方法は、各地方局、土木事務所で相談して下さい。

建て方別	住棟の戸数	新築基準に係る認定申請審査手数料（円）			増改築基準に係る認定申請審査手数料（円）	
		適合証※1の交付を受けている場合	評価書※2の交付を受けている場合	その他の場合※3	適合証※1の交付を受けている場合	その他の場合※3
一戸建ての専用住宅		12,800	19,600	56,500	16,900	82,400
一戸建ての併用住宅		12,800	19,600	56,500	16,900	82,400
共同住宅等	2～5	25,100	43,200	133,100	31,500	193,500
	6～10	41,400	68,500	212,200	53,200	309,600
	11～25	73,300	126,900	424,900	84,100	611,400
	26～50	111,700	203,500	746,900	142,100	1,094,900
	51～100	179,000	337,600	1,282,300	227,400	1,882,300
	101～200	280,900	588,200	2,347,900	382,000	3,482,500
	201～	344,400	801,100	3,342,400	479,500	4,976,500

※1 住宅品確法に基づく登録住宅性能評価機関において、事前に長期優良住宅の認定基準の一部の審査を受け、この基準に適合していることを証する「適合証」の交付を受けている住宅

※2 登録住宅性能評価機関において、設計住宅性能評価を受け、長期優良住宅の認定基準の一部に適合していることが示されている「設計住宅性能評価書」の交付を受けている住宅。

※3 長期優良住宅認定基準の審査を全て県で行う場合